

「暴力追放特別功労賞」受賞のご報告

民事介入暴力対策特別委員会委員長 大野 徹也 (54期)



2022年11月14日、東京国際フォーラムで行われた第30回暴力団追放都民大会において、当会の民事介入暴力対策特別委員会（以下「当委員会」といいます）が、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会の各民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」といいます）と並んで、警視庁組織犯罪対策部長及び公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター（以下「暴追都民センター」といいます）より、「暴力追放特別功労賞」を受賞いたしました。

同大会は、社会からの暴力団の撲滅を目的に、暴追都民センターが主催し、東京都、警視庁、暴力団排除関係団体連絡会が後援する大会であり、表彰は、追放運動への貢献が認められた個人や団体へ授与されるものとされています。

当委員会は、①組長責任追及訴訟、②学校法務連携の各推進について、ご評価を頂きました。

①組長責任追及訴訟とは、大要、暴力団構成員の違法な活動によって損害を被った方を代理し、資力のある代表者等を被告として、損害賠償の請求を行う訴訟のことを指します。当委員会の委員は、多数の組長責任追及訴訟に関与しておりますが、近時の活動のうち代表的なものは、特殊詐欺の被害者約50名を代理して提起した組長責任追

及訴訟です。これらのうち、平成28年6月30日に提訴した第一事件は、当委員会が把握しているかぎり、特殊詐欺に関し、全国で初めて、指定暴力団のトップの責任を問うた訴訟となります。また、平成29年6月30日に提訴した第二事件は、刑事手続において立件されず、これまでは泣き寝入りするしかなかった被害者について、民事手続において救済の道を開いたものです。これらの訴訟では、第一審（東京地裁令和2年9月25日判決、同令和3年2月26日判決。いずれも裁判所ウェブサイトに登載）が、いずれも指定暴力団のトップ等の損害賠償義務を認めた後、控訴審で弁論が併合され、令和3年6月18日には、指定暴力団住吉会の代表者等が、被害者らに対し、被詐取金額を上回る、合計約6億5200万円の解決金を支払う旨の和解が成立いたしました。

②学校法務連携とは、弁護士が、小学校、中学校、高校、大学等に出張し、青少年が、反社会的勢力が主導ないし背後にいる犯罪の加害者にも被害者にもならないようにするためにはどうすればよいか解説する授業における、警察との連携のことを指します。当委員会は、従前より法教育の活動を行ってまいりましたが、さらに、上記①の組長責任追及訴訟の準備やその他の活動を通じ、多くの青少年が、SNS等を通じ、「高額バイト」等の甘言に騙され、犯罪組織に取り込まれたり、風俗店に斡旋されたりしている実態があることを把握しました。そこで、当委員会は、青少年を守るとともに、特殊詐欺等の組織犯罪を少しでも減らすという観点から、過年度より、警視庁や、一弁、二弁の民暴委員会委員と連携しながら、多数の授業を実施しております。なお、東京三会が警視庁と締結した「若者を犯罪者集団から守るための協定書」の概要については、本誌2022年6月号においてご案内のとおりです。

当委員会の活動が表彰を受けるのは、平成28年、歌舞伎町におけるぼったくり被害の救済と防止に向けた活動に関し、新宿区及び歌舞伎町商店街振興組合等から感謝状の贈呈を受けて以来となります。それ以前には、東京初の組長責任追及訴訟となった事件の弁護団が、警視庁等から表彰を受けたこともあります。

当委員会では、委員同士だけでなく、他の単位会の民暴委員会委員や、関係機関との緊密な連携のもと、上記①②に限らず、様々な活動を行っております。こうした活動について、当会からも、ご理解とともに、多大なご支援を頂いておりますことを、この場を借りて御礼申し上げます。

いわゆる暴対法施行から30年が経過し、いわゆる企業暴排指針や暴力団排除条例の浸透もあり、指定暴力団の構成員及び準構成員の数は激減しましたが、反社会的勢力は潜在化し、巧みに違法な資金獲得活動等を続け、市民の皆様の生活を脅かしております。こうした違法な行為を撲滅するためには、関係機関と連携の上、様々な観点からの活動を継続する必要があります。今後、他の委員会や、会員の皆様の力をお借りしつつ、活動を推進する場面もあろうかと思えます。

以上、これまでの活動の成果の一部を謹んでご報告するとともに、会員の皆様には、より一層のご支援をお願い申し上げます。

2023年度 東弁役員等選挙 次期会長は、松田純一会員

2023年度東弁会長、副会長、監事、常議員及び日弁連代議員の選挙が1月30日（月）に公示されたが、いずれも定員以内の立候補に留まったため、予定していた不在者投票及び投票は行われなかった。

当選者は、会規により2月10日（金）午後4時の経過と同時に確定し、確定後、役員当選者の当選証書交付式が6階来賓室で行われた。

東弁役員選挙結果

■会長選挙 当選者（無投票）

松田 純一（45期）

■副会長選挙 当選者（無投票・立候補届出順）

山本 昌平（50期） 黒崎 隆（50期） 島 由幸（51期）
鈴木 敦士（51期） 近藤 健太（48期） 山下 紫（50期）

■監事選挙 当選者（無投票・立候補届出順）

遠藤 賢治（50期） 坪 由美子（53期）

※ 常議員、日弁連代議員名簿はLIBRA4月号に掲載予定

PRIDE 指標 2022 受賞報告

性の平等に関する委員会セクシュアル・マイノリティPT 座長 金城 美江 (67期)

1 PRIDE 指標における2年連続レインボー受賞

任意団体「work with Pride」は、職場におけるセクシュアル・マイノリティへの取組みを評価するための「PRIDE指標」を策定しており、毎年1回、応募団体の取組みを3段階に分けて評価している。2021年度からは、他団体とのセクターを超えた協働を推進する企業を評価するレインボー認定を新設した。当会は、本年度、4年連続のゴールド認定を獲得するとともに、2年連続のレインボー認定を受けた。PRIDE指標の応募総数842社に対し、レインボー認定は、応募した30社中、14社、13組の取組みである。

レインボー認定を受けるための要件としては、①PRIDE指標2022において、ゴールド認定を獲得していること、②日本におけるLGBTQに関する法制度の実現に、企業・団体として公に賛同表明していること、③LGBTQに関する理解促進や権利擁護のために、自社・自団体のみならず、セクターを超えた主体と協働するコレクティブ・インパクト型の取組みを推進していることである。

②については、当会の表明した2021年3月8日付「同性カップルが婚姻できるための民法改正を求める意見書」、2021年6月10日付「LGBT理解増進法案に関する会長声明」がこれに当たる旨評価された。

③については、当会では全国の弁護士会に働きかけて、セクシュアル・マイノリティの研修の実施についてアドバイスをしたり、職員や会員に適用される規則にセクシュアル・マイノリティの規定を盛り込むことを提案してきたこと等が評価された。

2 受賞式

本年度は、コロナ禍で中止が続いていた表彰式が再開され、2022年11月10日、経団連会館 国際会議場にて行われた表彰式に、当会からは奥副会長が登壇した。会場にて配布及び「work with Pride」ウェブサイトにて掲載さ

れている「PRIDE指標2022レポート」には当会の取組みが紹介されている。

3 当会におけるセクシュアル・マイノリティの人権問題への取組み

当会では、日本の弁護士会としては初めての活動を数多く行っている。2012年には、セクシュアル・マイノリティをテーマとしたシンポジウムを開催し、その後もコロナ禍におけるオンライン開催の工夫も経て、毎年のように開催している。また、2014年には、セクシュアル・マイノリティ専門の定期電話相談（相談料無料）を開始した。その他にも、同性のパートナーを有する職員・会員に対し、異性パートナーの場合と同様の福利厚生を受けることができる等の規則改正等も行った。こうした取組みは、当会の働きかけにより、複数の弁護士会にも広がっている。

また、昨年度から、新たな取組みとして、セクシュアル・マイノリティ週間を実施している。2022年12月5日から9日まで、弁護士会館内にポスター（右写真）を掲示、レインボーフラッグを掲揚、希望者にて缶バッチを装着するなどして、会内外の人にセクシュアル・マイノリティの抱える問題について考えても



らうきっかけとなり、当事者やアライ（多様な性のあり方について理解のある支援者や応援者）に相談しやすさを感じてもらおう努めた。性の平等に関する委員会のブログでは、コラム（セクシュアル・マイノリティ）の更新を毎日行った。本年度は東京三弁護士会多摩支部も共催に加わり、同支部の取組みについてコラムでも紹介した。

今後も、こうした取組みの拡充に努めたい。